

平成 29 年 5 月 22 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
法務大臣 金田 勝年 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様

公益社団法人 大阪自然環境保全協会
会長 夏原 由博
大阪市北区天神橋 1-9-13 ハム天神橋 202
電話 06-6242-8720

衆議院法務委員会での発言に対する抗議と発言取消・謝罪の要請

今、第 193 回国会で、テロ防止という名目で共謀罪（テロ等準備罪※）なるものが審議されています。

去る 4 月 28 日の衆院法務委員会では、同政府案のうち第 6 条の 2 の準備行為と判断する例示として、金田勝年法務大臣が「花見であればビールや弁当を持っているのに対し、下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳などを持っているという外形的事情がありうる」と答弁されました。

この答弁について、私たちは看過できない瑕疵があると認識しています。

私たちは、ボランティア活動を主軸として、約 40 年前から大阪府内を中心に自然観察を行い、また自然環境の保全に力を尽くしてきました。私たちは活動への参加者に対して、「ナチュラルリスト標準装備」と称して野外活動のためのリュックサックや雨具・地図等とともに、観察記録用具として双眼鏡・記録用ノート(フィールドノート)・カメラ等の所持活用を推奨してきました。上記法務大臣の例示に照らし合わせると、私たちは「外形的」にテロ活動の準備集団であると位置づけられるということになります。

同案第 6 条の 2 第 1 項では、「物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは～」とされています。本来、これらの所持物や所持という行為がどのように同条文を根拠とする準備行為と

して特定され、さらに法的に犯罪の立証に至るのが事実に基づき理路整然と示されなければなりません。しかしながら、同条文と金田法務大臣の例示にある「地図や双眼鏡、メモ帳などを持っているという外形的事実」とのつながりは、「下見」というキーワード以外には何も明示されていません。

これらの装備を所持活用することは野外科学研究者や自然観察者のみならず、観光、歴史研究、スポーツ等においてもごく常識的なことです。にもかかわらず、それが反社会的な行動であるかのごとくに定義づけられ、また一般の人々にも印象づけられたのでは、それらの所持・活用が阻害されかねず、私たちの関連分野に限定しても野外科学とくに生態学における観察・研究等はそのレベルを大幅に低下させられ、さらには私たちの団体が目的としている自然の保護・保全も必要な成果を上げることができなくなる可能性がきわめて大きいと考えられます。

このようなことから、自然を研究・愛好し、保全に努力している者として、上記大臣の発言の取り消しと謝罪を求めるとともに、今後とも本発言のように曖昧かつ間違った基準をもって運用されかねない法律が作られて市民の人権をおびやかすことの無いように強く求めるものであります。

以　　上

※「組織犯罪処罰法改正案」政府案

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律